健康福祉委員会 令和 2 年 9 月 24 日 福祉部 資料 56 番 所 管 介護保険課

区立特別養護老人ホーム等に係る指定管理者とする 社会福祉法人の選定における次期指定期間の変更について

令和2年6月15・16日開催の健康福祉委員会において報告した「区立特別養護老人ホーム等に係る指定管理者とする社会福祉法人の選定について」中、一部施設の次期指定期間等を以下のとおり変更する。

1 対象施設

名称:大田区立大森本町高齢者在宅サービスセンター

所在地:大森本町二丁目2番3号

現在の指定管理者:社会福祉法人東京蒼生会

2 指定期間

変更前:令和3年4月1日から令和8年3月31日の5年間変更後:令和3年4月1日から令和4年3月31日の1年間

3 変更理由

大田区立大森本町高齢者在宅サービスセンターについては、障害者施設への転用を前提に令和3年度1年間で閉所する予定のため。

4 スケジュール(予定)

(1)	審査委員会	令和2年10月
(2)	指定管理者とする社会福祉法人の選定	令和2年10月
(3)	議会への議案提出	令和2年11月
(4)	指定管理者による業務開始	令和3年4月